

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A市所在の会社Bに雇用されていたところ、平成〇年〇月〇日、鉄骨2階建て建物の解体作業中、鉄骨切断のため酸素壕を持ち上げようとしたとき、足を滑らせ、転落し受傷した（以下「本件災害」という。）。被災者は、C病院に搬送され、「第12胸椎脱臼骨折、脊髓損傷、第12肋骨骨折、第1腰椎横突起骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され加療した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

監督署長は、治ゆ後、被災者に残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第3級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給した。

その後、被災者は、平成〇年に甲状腺がんを発症し、同年〇月〇日D病院において手術が施行されたが、再発を繰り返し、平成〇年〇月〇日、転医先のE病院において死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「甲状腺癌、未分化転化」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は本件災害による受傷のため褥瘡を発症し、褥瘡の治療のため皮膚移植手術を繰り返したことにより体力が低下して甲状腺がんを発症し、甲状腺がんにより死亡したのであるから、本件災害と死亡との間には因果関係がある旨、主張している。

(2) 請求人が主張する褥瘡と甲状腺がんとの関係についてみると、死亡診断書には、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「褥瘡を仙骨部にみとめた」との記載がある。しかしながら、同死亡診断書を作成したF医師は、監督署から回答を求められた原傷病と「甲状腺癌、未分化転化」との因果関係について、平成〇年〇月〇日付けの平成〇年〇月〇日において、「未分化癌は分化癌から発生したもので、分化癌再発の間に切除しておくことが望ましいが、定期受診しない場合は、既に未分化転化していることとなった。」と述べるにとどまり、原傷病との因果関係についての意見は述べていない。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「甲状腺がんについて、放射性ヨード曝露によって多発したことが報告されているが、その他大多数のものについては、一般のがんと同様に誘因不明であり、平成〇年の転

落事故による胸髄損傷との間には因果関係は認められない。」とし、さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付けの症状所見書において、「仙骨部褥瘡と甲状腺未分化癌との直接の関係はないと考える。」と意見している。

当審査会としても、これらの医証を踏まえ、本件の関係資料を精査したが、本件災害により受傷した原傷病が甲状腺がんの発症原因であるとは認められず、請求人の主張は採用することができない。

したがって、被災者が業務上の事由により死亡したとは認められないと判断する。

(3) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。